

北海道告示第 11112 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 4 年 12 月 26 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 4 年 8 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイイチ花咲店

旭川市春光 1 条 8 丁目

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイイチ 代表取締役 若園 清

帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47

株式会社アサヒHL 代表取締役 富居 慶幸

旭川市春光 1 条 8 丁目 1 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,581 平方メートル

(変更後) 5,190 平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-5」に表示

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-6」に表示

② 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-5」に表示

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-6」に表示

③ 廃棄物保管施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-5」に表示

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-6」に表示

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ダイイチ	午前 8 時から翌午前 0 時	午前 8 時から翌午前 0 時
株式会社北海道サンジェルマン		
株式会社ロバ菓子司		
株式会社マリエッタ		
未定		午前 8 時から午後 9 時 50 分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 7 時 45 分から翌午前 0 時 15 分まで

(変更後) 午前 7 時 45 分から翌午前 0 時 15 分まで、午前 7 時 45 分から午後 10 時まで（一部）

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数 : 出入口 1 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所

位置 : 届出書添付図面「施設配置図 (変更前) 2-5」に表示

(変更後) 数 : 出入口 3 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所

位置 : 届出書添付図面「施設配置図 (変更後) 2-6」に表示

(4) 変更する年月日

令和 5 年 4 月 11 日

(5) 変更する理由

隣地敷地の新設店舗と一体の商業施設とするため。

2 届出年月日

令和 4 年 8 月 10 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 4 年 8 月 24 日 (水) から令和 4 年 12 月 26 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

4 その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については旭川市へ問い合わせること。